

添付法令資料 3 :

公証人のための顧客識別原則の適用に関する
2026年1月28日付インドネシア共和国法務大臣規則No.10 (目次)
同年2月6日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	顧客識別原則
第1節	通則 (第2条ないし第5条)
第2節	顧客の本人確認 (第6条ないし第18条)
第3節	顧客の検証 (第19条及び第20条)
第4節	顧客取引のモニタリング (第21条)
第3章	取引記録及び情報システム (第22条ないし第24条)
第4章	事業関係の終了 (第25条)
第5章	第三者により既に実施された顧客識別原則 (第26条)
第6章	疑わしき金融取引の報告 (第27条)
第7章	コンプライアンスの監督 (第28条)
第8章	情報及び／又は文書の更新 (第29条ないし第32条)
第9章	行政処分 (第33条及び第34条)
第10章	雑則 (第35条及び第36条)
第11章	経過規定 (第37条)
第12章	終則 (第38条及び第39条)